

東北地方整備局における 新技術への取り組みについて

東北地方整備局 企画部
機械施工管理官 佐藤 要
平成29年10月12日

- 復興事業の進捗
- 公共工事等における新技術活用システムについて
- NETISの登録状況と活用状況について
- 新技術活用による生産性向上に向けて

-1-

復興道路・復興支援道路

○復興道路・復興支援道路

～震災後新規事業化区間が6年で開通へ！～



-2-

-3-

復興事業の進捗

河川・海岸の復旧復興

○河川・海岸の復旧復興

～直轄海岸堤防が完成し、今年度で4河口部が完成～



■旧北上川の復旧復興
・復興まちづくり計画と連携し河川堤防等推進



■仙台湾南部海岸
・平成28年3月5日(土)に完成式を開催



-4-

港湾の復旧復興

○復興を推進する主な港湾整備事業

～安全で効率的な物流の実現に向け事業推進～



○港湾の復旧

「釜石港湾口防波堤」「相馬港おき防波堤」の復旧が今年度完了。これにより全ての港湾復旧が完了。

■大船渡港湾口防波堤(平成29年3月完成)



■仙台塩釜港(仙台港区) 心頭再編事業



-5-

NETIS登録番号の見方について

登録番号 = 受付整備局 + 登録年度 + 通し番号 + 付加情報

CG - 140022 - A

中国地整-2014年度の22番-Application
A(Application)は、未評価技術

QS - 080019 - VR (V)

九州地整-2008年度の19番-Value Re
VR(Value Re)は、評価済み技術(継続調査の対象技術)
V(Value)は、評価済み技術(旧要領における評価技術)

CB - 120005 - VE

中部地整-2012年度の5番-Value End
VE(Value End)は、評価済み技術(継続調査の非対象技術)

※ 東北地整は TH

平成28年度末に掲載期限を迎えた技術について

H28年度末にH18年度以前に登録された(全てH19年3月31日登録扱い)技術が現要領で定める最長10年の掲載期限を迎えた。今までも削除されていた技術はあったが、活用件数が少ないため削除されていたため大きな影響はなかった。
今回削除された技術は、現時点でも多く活用されている技術もあるため、新技術活用の際は御注意願います。

「公共工事等における新技術活用システム」実施要領(抜粋)

3. 2. 5 NETIS 掲載期間等

NETIS への掲載期間は、以下のとおりとする。

(1) NETIS (申請情報)

NETIS (申請情報)の掲載期限は、当初にNETIS に登録した日の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した日までとする。

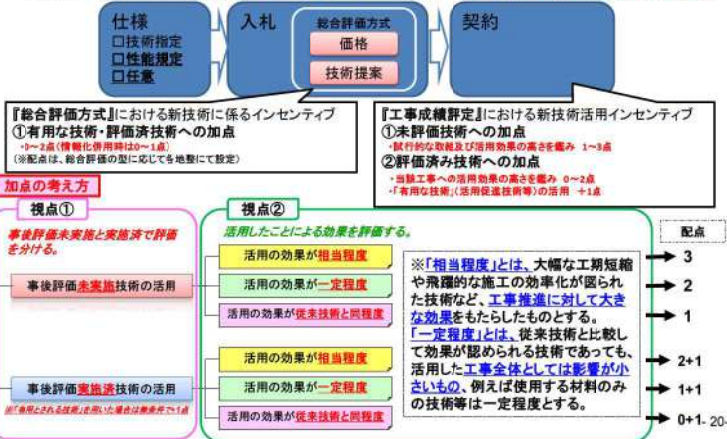
(2) NETIS (評価情報)

NETIS (評価情報)の掲載期限は、NETIS (評価情報)に掲載された日の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した日までとする。

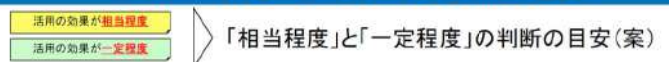
ただし、掲載期限が変更された場合においても、当該技術に対する掲載期限は、当初にNETIS に登録した日の翌年度の4月1日から起算して10年を経過した日までを限度とし、上記ただし書きにかかわらず、その日をもって掲載を終了する。

新技術活用によるインセンティブ(工事成績評定の加点)

~新技術の民主体による活用の流れとインセンティブ~ H25.4.1以降の技術検査に適用。



工事成績評定における加点の判断の目安



「相当程度」とは、大幅な工期短縮や飛躍的な施工の効率化が図られた技術など、工事推進に対して大きな効果をもたらしたものとする。

- 【例】
- 全体工期を1割程度縮減することが可能となる技術
 - 従来技術であれば、交通規制に伴い夜間作業が強いられるにも関わらず、昼間作業のみで対応できることが可能となる技術
 - 従来技術と比較し、施工ヤードが大幅に縮小でき、関係機関協議の必要が無くなるなど、工期短縮や関係機関調整の必要がなくなる技術

「一定程度」とは、従来技術と比較して効果が認められる技術であっても、活用した工事全体としては影響が小さいもの、例えば使用する材料のみの技術等は一定程度とする。

- 【例】
- 従来技術と比較し、安全性が飛躍的に向上した。
⇒現場の安全管理は当然の責務であり、工事推進に対して大きな効果とは考えない
 - 全体工期が6ヵ月であるにも関わらず、3、4日程度の工期短縮が図られないもの
 - ⇒工事の推進に対して大きな効果とは考えない
 - コンクリート材料などで、新技術としての材料を用いた結果、圧縮強度が一定程度向上した。
⇒契約図書に示された基準を満足したのみの効果は、工事推進に対しての効果とは考えない

工事の契約図書(特記仕様書等)に示されたものを満足するのは当然であり、活用した技術の効果が企業努力としてのみ働く場合は、相当程度の効果とは判断しない。

NETISの登録状況と活用状況について

NETIS登録状況と有用な新技術の位置付け

